

1 鳥獣保護区制度の概要

○鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。

○環境大臣または都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護またはその生息地の保護を図るため特に必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができる。

○鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

○滋賀県では、現在、鳥獣保護区を 45 箇所、同特別保護地区を 14 箇所指定している。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を指定するもの。	・狩猟が認められない。	20 年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第 29 条)	鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護およびその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域を指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立て、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha 以下の埋立てまたは干拓や、住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として知事が定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

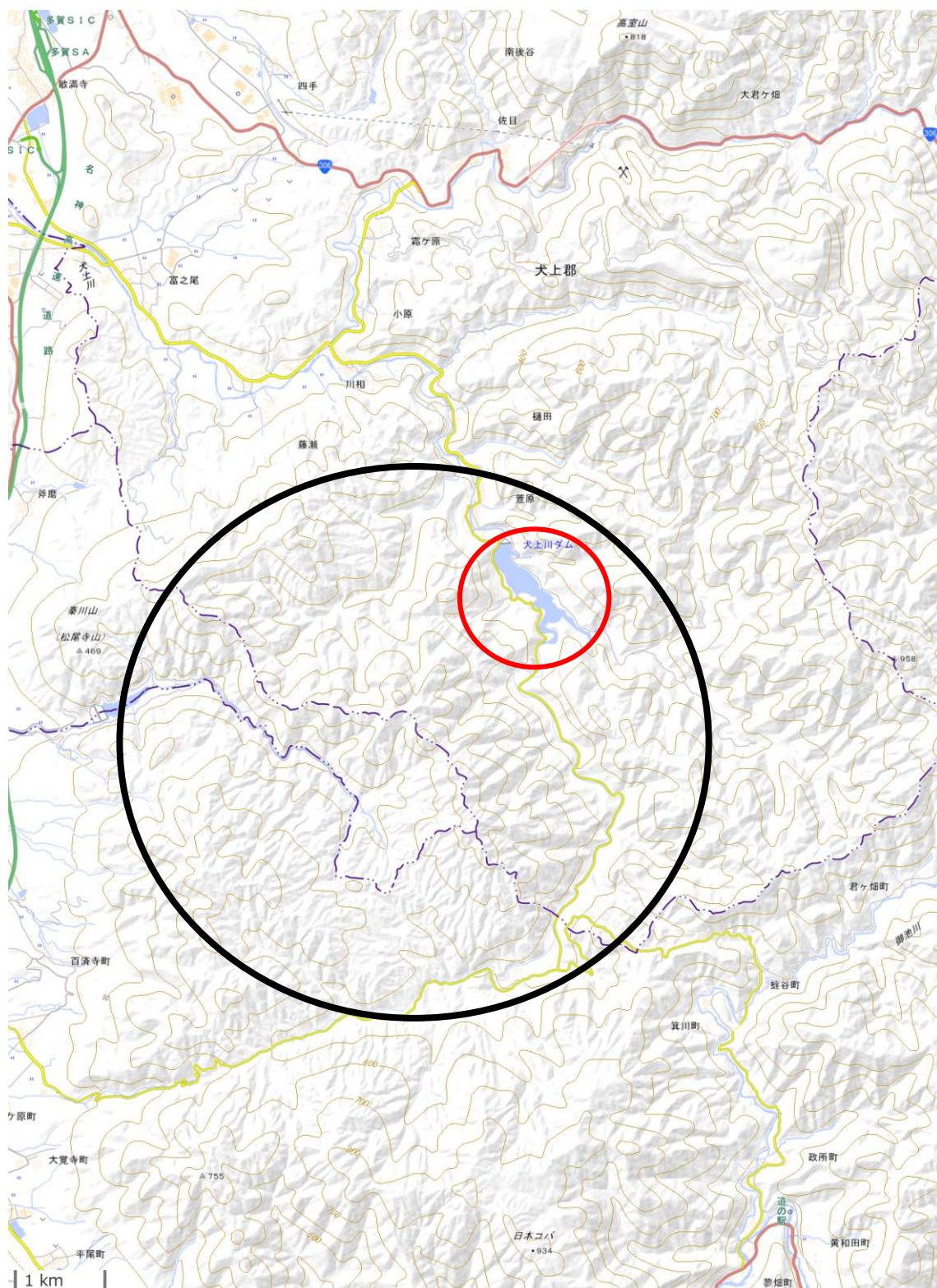
2 指定(再指定)する特別保護地区の概要

○犬上ダム鳥獣保護区犬上ダム特別保護地区

所在地	滋賀県多賀町
面積	40ha
位置図	別添のとおり
指定目的	当該地域は、鈴鹿国定公園の第2種および第3種特別地域に指定されている自然環境の恵まれた地域であり、森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしているため、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。
再指定期間	令和8年 11 月 15 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

犬上ダム鳥獣保護区犬上ダム特別保護地区 位置図

4



赤○＝特別保護地区
黒○＝鳥獣保護区

S= 1 : 50,000

